

各加盟団体会長
各位

(公財) 足立区体育協会
会長 渡邊 義和

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

平素より、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。
さて、「足立区・新型コロナウイルス対策本部（令和2年3月27日付）」において、スポーツ施設の利用に関する新たな区の方針が示されました。刻々と変わる状況に合わせた対応となりますため、何卒ご理解をいただきますとともに、各加盟団体会員および参加者、関係者の皆様への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1 足立区の方針（一部抜粋）

(1) 屋外スポーツ施設の利用禁止期間の変更について

屋外スポーツ施設（テニスコート、野球場、球技場）について、一定の条件のもとで、令和2年4月1日からの利用を再開としておりましたが、今般、東京都内の感染者が急増していることを受け、再開を予定しておりました屋外スポーツ施設について、令和2年4月20日（月）まで、再度、「利用を中止」することといたしました。
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、貸し出しを中止させていただいた施設の利用料金は、全額還付（返金）の対応をさせていただきます。

(2) 令和2年4月21日（火）以降の対応については、3月31日（火）までに方針を示す予定としていました。しかし、これを変更して4月10日（金）頃までに改めて方針を示す予定とさせていただきます。

2 【変更なし】引続き、足立区体育協会が主催・共催する事業は、令和2年4月20日（月）まで中止します。

区民大会、都民大会予選会、ジュニア育成事業など、当協会主催事業および足立区や東京都体育協会と共催している事業については、お知らせしておりましたとおり、令和2年4月20日（月）までに開催予定のものはすべて「中止」といたします。

3 【変更なし】引続き、各加盟団体が主催する事業（当協会後援事業を含みます）に中止を要請いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止やイベント・行事等の参加者および従事者の安心・安全の観点から、令和2年4月20日（月）までのイベントや事業等については、「中止」を前提に検討をお願いいたします。

4 問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話03-3880-5916